

アメリカ裁判制度の現状

裁判権(3) - 送達手続き

領土裁判権は、呼出状 (summons) の送達によって完成する。したがって、前記「裁判権(2) - 領土裁判権」に論じた要件を満たすだけでなく、適法に送達が行われなければ、被告は、領土裁判権の欠如を理由に訴えの却下を求めることができる。

呼出状の送達の方法・様式・制限は、連邦と各州によって差異がある。連邦憲法 (連邦に関しては修正 5 条、州に関しては修正 14 条) の適正手続条項 (due process clause) によって、最低限の要件として、呼出状の送達は被告に対して手続と弁明の機会を現実告知するように合理的に設計されたものでなければならない (ミリケン事件¹)。

1 州裁判所の送達手続

一例として、ニューヨーク州裁判所の送達手続を紹介する。

ニューヨーク州の第 1 審たる最高裁判所 (Supreme Court) では、送達手続は、原告が裁判所書記官に訴状 (complaint) を提出することから始まる。訴状の提出によって訴訟が開始する。

連邦裁判所では裁判所書記官が呼出状を発行するが、ニューヨーク州裁判所では原告の弁護士が呼出状を発行する。呼出状は、原告の弁護士が作成し署名することによって完成し、その発行には裁判所書記官の手を要しない。

¹ 後述 [参考判例] 4 ミリケン事件参照。

4 図参照) , または呼出状中にもしくは別紙に請求原因, 請求金額, 応訴しない場合には欠席判決ある旨を告知 (notice) すること (第 5 図参照) が必要である (ニューヨーク民事訴訟法および規則 (“CPLR”) 第 3012 条)。

原告は, 裁判所に訴状を提出したときから 120 日以内に, 送達証明書 (proof of service) を裁判所書記官に提出しなければならない (CPLR 第 306-b 条)。期間内に送達証明書の提出がないときは, 訴えは, 自動的に却下される。送達証明書は, 送達が執行官その他の官吏によってなされたときはその証明書によって, その他の者によってなされたときはその者の宣誓供述書によってなされる。ただし, 郵送送達の場合には, 相手方の受領確認書によってなされる。

送達の方法は, 被告の身分によって次のように異なる。

A . 個人に対する送達方法

個人に対する送達は, 交付送達, 差し置き送達, 郵送送達, 代理人送達, 釘止め送達, 便宜送達による (CPLR 第 308 条および第 308-a 条)。ただし, 未成年者および無能力者に対する送達ならびに夫婦間訴訟における送達については特則があるが, ここでは省略する。

州外に所在する被告に対しても, 州内におけると同じように, これらの送達方法による (CPLR 第 313 条)。

(1) 交付送達 (personal delivery)

交付送達は, もっとも伝統的かつ基本的な送達方法である。送達者が, 被告本人に, 呼出状を手交する。手交の場所は問わない。被告が受領を拒んだ場合には, その場に呼出状を置いてくれば足りる。

(2) 差し置き送達 (leave a nd-mail service)

差し置き送達は, 被告を名宛人とする呼出状を, 被告の実際に執務する事務所 (actual place of business) , 住所 (dwelling place) または習慣的居所 (usual abode) において然るべき年齢と分別を有する者に手交するとともに, 被告の最後に知られている住所または被告が実際に執務

する事務所に宛てて郵送する。郵送は、手交の前後20日以内になされなければならない。

(3) 郵送送達 (personal service by mail)

郵送送達は、受領確認書を添付した普通郵便で被告に郵送し、被告が受領確認書を返送する。訴訟は、受領確認書を返送したときに開始する。被告が受領確認書を受領から30日以内に返送しないときは、送達は無効となる。

(4) 代理人送達 (service upon designated agent)

被告が送達受領代理人を選任し、これを被告が所在する郡 (county) の事務官に提出している場合には、提出後3年間にかぎり、原告は、当該送達受領代理人に原告宛て呼出状を交付することができる。

(5) 釘止め送達 (nail-and-mail service)

この方法は、相当の努力にもかかわらず交付送達および差し置き送達ができない場合のみ、使うことができる。釘止め送達は、被告を名宛人とする呼出状を、被告の実際に執務する事務所 (actual place of business)、住所 (dwelling place) または習慣的居所 (usual abode) において釘で固定するとともに、被告の最後に知られている住所または被告が実際に執務する事務所に宛てて郵送する。そこが最後に知られている住所であっても、被告がもはや恒久的にそこを使用しないことを原告が知っている場合には、この方法は使えない。郵送は、手交の前後20日以内になされなければならない。

(6) 便宜送達 (expedient service)

原告は、相当の努力にもかかわらず上記のいずれの方法をも使えない場合に、裁判所の許可を得てその他の適当な送達方法をとることができる。

る。たとえば，被告の最後に知られている住所への郵送，訴訟の結果について真の当事者である保険会社への郵送，広告による送達などである。

B．法人に対する送達方法

法人に対する送達は，法人がニューヨーク州法人であるか否かを問わず，下記の者に対する交付送達または郵送送達による（CPLR 第 311 条）。州外に所在する法人に対しても，州内におけると同じように，これらの送達方法による（CPLR 第 313 条）。

- (a) 執行役員（officer）
- (b) 取締役（director）
- (c) 支配人（managing or general agent）
- (d) 出納役もしくは副出納役（cashier or assistant cashier）
- (e) 選任もしくは法律によって授権された送達受領代理人

ニューヨーク法人およびニューヨークで事業認可を得た他州法人である被告に対しては，被告を名宛人とする呼出状 2 通をニューヨーク州務長官に提出することによって，送達することもできる（ニューヨーク事業会社法（“BCL”）第 306 条）。州務長官は，1 部を保管し，他の 1 部を当該会社に郵送する。送達は，州務長官への提出によって完了し，当該会社に対する郵送が所在不明で返送されても，送達は無効とはならない。

ニューヨークで事業認可を得ていない他州法人である被告に対しては，被告を名宛人とする呼出状をニューヨーク州務長官に提出するとともに州外に所在する当該法人の執行役員に郵送することによって，送達することもできる。この場合，送達は，州務長官への提出によって完了する（BCL 第 307 条）。

C．パートナーシップに対する送達方法

ニューヨーク州法では，パートナーシップは，各パートナーから独立して，その名前で訴訟の当事者となることができる。ただし，パートナーシップに対する判決は，パートナーシップ財産に対して執行することができるが，各パートナーの個人財産に対しては執行できない。パート

ナーの個人財産に対して執行するには、パートナー個人を訴訟の名宛人とし、これに対する判決を取得しなければならない。

パートナーシップに対する送達は、次のいずれかの方法による（CPLR 第 310 条）。

- (a) 交付送達：いずれか一人のパートナーに、パートナーシップを名宛人とする呼出状を交付送達する。
- (b) 差し置き送達：パートナーシップを名宛人とする呼出状を、パートナーシップの事務所において支配人（managing or general agent）または事務所の責任者（person in charge of the office）に手交するとともに、いずれか一人のパートナーに対しその最後に知られている住所または被告が実際に執務する事務所に宛てて郵送する。
- (c) 郵送送達：いずれか一人のパートナーに、パートナーシップを名宛人とする呼出状を郵送送達する。
- (d) 代理人送達：パートナーシップが送達受領代理人を選任している場合には代理人送達を使うことができる。
- (e) 釘止め送達：相当の努力にもかかわらず交付送達および差し置き送達ができない場合のみ、使うことができる。パートナーシップを名宛人とする呼出状を、パートナーシップの実際に執務する事務所（actual place of business）において釘で固定するとともに、いずれか一人のパートナーに対してその最後に知られている住所または実際に執務する事務所に宛てて郵送する。郵送は、手交の前後 20 日以内になされなければならない。
- (f) 便宜送達：相当の努力にもかかわらず上記のいずれの方法をも使えない場合には、裁判所の許可を得てその他の適当な送達方法をとることができる。

D . 法人格のない社団（unincorporated associations）

ニューヨーク州法では、法人格のない社団は、各構成員から独立して、その名前で訴訟の当事者となることができる。ただし、社団に対する裁判は、社団の財産に対して執行することができるが、各構成員の個人財産に対しては執行できない。

法人格のない社団に対する送達は，その執行役員（ officer ）に対する
交付送達または郵送送達による。

[第 4 図] Form of Summons Served With Complaint

SUPREME COURT OF THE STATE OF NEW YORK COUNTY OF NEW YORK	
A.B., Plaintiff, Against C.D., Defendant	Summons
<p>To the above-named defendant:</p> <p>You are hereby summoned and required to serve upon plaintiff's attorney an answer to the complaint in this action within twenty days after the service of this summons, exclusive of the day of service, or within thirty days after service is complete if this summons is not personally delivered to you within the State of New York. In case of your failure to answer, judgment will be taken against you by default for the relief demanded in the complaint.</p> <p>The basis of the venue designated is [specify basis, as: the residence of plaintiff, which is (set forth address)].</p> <p>Dated:</p>	
	<p>_____ [Print name] Attorney for Plaintiff Address: Telephone Number:</p>

印を必要とする（FRCP4条b項）。呼出状には、応訴期限内に応訴しない場合には欠席判決ある旨を告知することが必要である（同a項）。

呼出状の送達については、原告が責任を負い、原則として裁判所は関与しない。原告が、18歳以上の非当事者（一般的には送達業者）に依頼して呼出状を送達するのが原則である。一定の場合には、裁判所は連邦執行官または副執行官に送達させることができる。呼出状には、訴状を添付しなければならない（同c項）。訴状を裁判所に提出したときから120日以内に呼出状を被告に送達しなければ、原則として、訴えは申立または職権により却下される。ただし、この期間制限は、国外送達には適用がない（同m項）。

原告は、送達証明書を裁判所に提出しなければならない。送達者は、連邦執行官または副執行官である場合を除き、送達について宣誓供述書を作成しなければならない。国外送達の場合には、送達証明書は、ハーグ条約その他の条約に基づく送達であるときはその条約の定めに従って作成された書面、その他の時には被告の署名のある受領書または裁判所が送達の証拠として満足する書面でなければならない。しかし、送達証明書の不提出は、送達の有効性に影響しない（同1項）。

送達の方法は、被告の身分によって下記のように異なる。

なお、改正FRCPは、後述の「送達放棄（waiver of service）」の制度を設けた（同d項）。

A．個人に対する送達方法

(1) 国内送達

国内の被告に対する送達は、未成年者または無能力者に対する場合（同g項）を除き、次のいずれかの方法による（同e項）。

- (a) 裁判所所在地の州法の規定に従った送達
- (b) 送達地の州法の規定に従った送達
- (c) 交付送達
- (d) 差し置き送達：差し置き送達は、被告を名宛人とする呼出状を、被告の住所（dwelling place）または習慣的居所（usual place of

abode) においてしかるべき年齢と分別を有する者に手交する。同時郵送は必要ない。

(e) 選任もしくは法律によって授権された送達受領代理人に対する送達

改正前の FRCP では、郵送送達が一般的送達方法として認められていたが、今回の改正により、州法が郵送送達を認めていなければ利用できなくなった。しかし、改正 FRCP では、郵送送達に代えて、より簡便かつ強力な「送達放棄」の制度（後述）が創設された。

(2) 国外送達

国外の被告に対する送達は、未成年者または無能力者に対する場合（同 g 項）を除き、次のいずれかの方法による（同 f 項）。

- (a) ハーグ条約その他の条約の規定に従った送達方法
- (b) 送達地の国法の規定に従った送達方法：条約の規定がないかまたは条約がこれを許している場合にのみ使用できる。
- (c) 裁判所の要請を受けて送達地の当局が指示した送達方法：条約の規定がないかまたは条約がこれを許している場合にのみ使用できる。
- (d) 交付送達または郵送送達：送達地の国法がこれを禁止しておらず、かつ、条約の規定がないかもしくは条約がこれを許している場合にのみ使用できる。
- (e) その他裁判所が指示する送達方法：条約が禁止していない場合のみ使用できる。

B. 法人・団体に対する送達方法

(1) 国内送達

法人（国内法人であるか外国法人であるかを問わず）またはパートナーシップその他法人格なき社団に対する国内での送達は、次の方法による（同 h 項）。

- (a) 裁判所所在地の州法の規定に従った送達
- (b) 送達地の州法の規定に従った送達

- (c) 被告の執行役員（officer），支配人（managing or general agent）または選任もしくは法律によって授権された送達受領代理人への交付送達：送達受領代理人への送達には，被告宛の郵送送達を伴うことを要する。

(2) 国外送達

法人（国内法人であるか外国法人であるかを問わず）またはパートナーシップその他法人格なき社団に対する国外での送達は，次の方法による（同h項）。

- (a) ハーグ条約その他の条約の規定に従った送達方法
- (b) 送達地の国法の規定に従った送達方法：条約の規定がないかまたは条約がこれを許している場合にのみ使用できる。
- (c) 裁判所の要請を受けて送達地の当局が指示した送達方法：条約の規定がないかまたは条約がこれを許している場合にのみ使用できる。
- (d) 郵送送達：送達地の国法がこれを禁止しておらず，かつ，条約の規定がないかもしくは条約がこれを許している場合にのみ使用できる。
- (e) その他裁判所が指示する送達方法：条約が禁止していない場合のみ使用できる。

C . 送達放棄の制度

改正 FRCP は，郵送送達を送達放棄の制度に改めた（4条d項）。郵送送達は，被告が任意に送達受領確認書に署名しなければ，送達の効力がない。送達放棄の制度は，国内送達については，郵送による訴訟告知で満足しない被告に送達費用負担の不利益を負わせることによって，事実上郵送送達に実効性をもたせるものである。国外への郵送送達は，条約が認めていなければ使用できなかった。送達放棄の制度は，国外送達については，郵送による訴訟告知で満足しない被告に送達費用負担の不利益を負わせるものではない（ただし敗訴すれば被告はその費用を負担する）が，条約の有無にかかわらず事実上郵送送達の道を開くとともに，ハーグ条約などで必要とされる翻訳や外交ルート経由の手続を回避できるようにしたものである。

送達放棄の制度は、原告が被告に対して「訴訟告知および送達放棄要請（Notice of Law-suit and Request for Waiver of Service of Summons）」（第6図参照）を訴状の写しとともに郵送し、これを受領した被告が「送達放棄書（Waiver of Service of Summons）」（第7図参照）を原告に返送した場合には、正式の送達があったものとして訴訟が進められるというものである。

「訴訟告知および送達放棄要請」は、被告が個人である場合には、被告本人を受取人として、法人その他団体である場合には被告の執行役員（officer）、支配人（managing or general agent）または選任もしくは法律によって授権された送達受領代理人を受取人として送付する。「訴訟告知および送達放棄要請」には、送付の日付、「送達放棄書」の合理的な返送期限（少なくとも送付日付から30日、国外送達の場合には60日）などを記載しなければならない。送付の方法は、第1種郵便またはその他の信頼できる方法が認められている。いわゆるクーリエサービスもこれに入ると思われる。

「送達放棄書」を受け取った原告は、これを裁判所に提出しなければならない。提出した時点において送達放棄があったものと扱われる。

前述のとおり、国内送達については（被告のみならず原告も国内に所在する場合にかぎられるが）、「訴訟告知および送達放棄要請」を受領しながら「送達放棄書」を返送しない被告は、正式の送達に要した費用の負担を命じられる。国外送達については、正式の送達に要した費用の負担を命じられることはない。ただし、敗訴した場合に、負担すべき訴訟費用に送達費用が含まれる。

[第6図]

Form 1A. Notice of Lawsuit and Request for Waiver of Service of Summons

To: _____ (A)
[as _____ (B) of _____ (C)]

A lawsuit has been commenced against you (or the entity on whose behalf you are addressed). A copy of the complaint is attached to this notice. It has been filed in the United States District Court for the _____ (D) and has been assigned docket number _____ (E).

This is not a formal summons or notification from the court, but rather my request that you sign and return the enclosed waiver of service in order to save the cost of serving you with a judicial summons and an additional copy of the complaint. The cost of service will be avoided if I receive a signed copy of the waiver within _____ (F) days after the date designated below as the date on which this Notice and Request is sent. I enclose a stamped and addressed envelope (or other means of cost-free return) for your use. An extra copy of the waiver is also attached for your records.

If you comply with this request and return the signed waiver, it will be filed with the court and no summons will be served on you. The action will then proceed as if you had been served on the date the waiver is filed, except that you will not be obligated to answer the complaint before 60 days from the date designated below as the date on which this notice is sent (or before 90 days from that date if your address is not in any judicial district of the United States).

If you do not return the signed waiver within the time indicated, I will take appropriate steps to effect formal service in a manner authorized by the Federal Rules of Civil Procedure and will then, to the extent authorized by those Rules, ask the court to require you (or the party on whose behalf you are addressed) to pay the full costs of such service. In that connection, please read the statement concerning the duty of parties to waive the service of the summons, which is set forth on the reverse side (or at the foot) of the waiver form.

I affirm that this request is being sent to you on behalf of the plaintiff, this ____ day of _____, _____.

Signature of Plaintiff's Attorney or
Unrepresented Plaintiff

Notes:

A - Name of individual defendant (or name of officer or agent of corporate defendant)

B - Title, or other relationship of individual to corporate defendant

C - Name of corporate defendant, if any

D - District

E - Docket number of action

F - Addressees must be given at least 30 days (60 days if located in foreign country) in which to return waiver

Form 1B. Waiver of Service of Summons

To: _____ (name of plaintiff's attorney or unrepresented plaintiff)

I acknowledge receipt of your request that I waive service of a summons in the action of _____ (caption of action), which is case number (docket number) in the United States District Court for the _____ (district). I have also received a copy of the complaint in the action, two copies of this instrument, and a means by which I can return the signed waiver to you without cost to me.

I agree to save the cost of service of a summons and an additional copy of the complaint in this lawsuit by not requiring that I (or the entity on whose behalf I am acting) be served with judicial process in the manner provided by Rule 4.

I (or the entity on whose behalf I am acting) will retain all defenses or objections to the lawsuit or to the jurisdiction or venue of the court except for objections based on a defect in the summons or, in the service of the summons.

I understand that judgment may be entered against me (or the party on whose behalf I am acting) if an answer or motion under Rule 12 is not served upon you within 60 days after _____ (date request was sent), or within 90 days after that date if the request was sent outside the United States.

Date

Signature

Printed/typed name: _____

[as _____]

[of _____]

To be printed on reverse side of the waiver form or set forth at the foot of the form:

Duty to Avoid Unnecessary Costs of Service of Summons

Rule 4 of the Federal Rules of Civil Procedure requires certain parties to cooperate in saving unnecessary costs of service of the summons and complaint. A defendant located in the United States who, after being notified of an action and asked by a plaintiff located in the United States to waive service of a summons, fails to do so will be required to bear the cost of such service unless good cause be shown for its failure to sign and return the waiver.

It is not good cause for a failure to waive service that party believes that the complaint is unfounded, or a court that lacks jurisdiction or the subject matter of the action or over its person or property. A party who waives service of the summons retains all defenses and objections (except any relating to the summons or to the service of the summons), and may later object to the jurisdiction of the court or to the place where the action has been brought.

A defendant who waives service must within the time specified on the waiver form serve on the plaintiff's attorney (or unrepresented plaintiff) a

waiver form serve on the plaintiff's attorney (or unrepresented plaintiff) a response to the complaint and must also file a signed copy of the response with the court. If the answer or motion is not served within this time, a default judgment may be taken against that defendant. By waiving service, a defendant is allowed more time to answer than if the summons had been actually served when the request for waiver of service was received.
